

委員 長 報 告 書

さる 9 月 13 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第 5 号 橋本市の自治と協働をはぐくむ条例について

議案第 6 号 橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会条例について

を審査するため、9 月 14 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第 5 号は、今後急速に進む人口減少や少子高齢化に対応し、これからのまちづくりを市民と行政が協働で行っていくための旗印として「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」を制定するもので、条例の名称のとおり市民と行政が同じ方向を目指して今後のまちづくりに取り組むことができるようにすることを目的としている。

委員から、第 13 条（財政運営）の規定において、「市長は・・・用途を決定する」とあるが、この表現では予算の執行に際し、議会の議決が全く不要であるかのような誤解を与えないか とのただしがあり、第 6 条（市議会の役割）の規定にもあるように、議会は市の意思決定機関であり、また法律上でも、市長は編成した予算を、議会の議決を得て執行する。市民に対して、誤解を招くことのないよう条例の解説において説明する との答弁がありました。

地域運営組織についてはどのような組織を考えているか とのただしがあり、区・自治会は地域における基礎的なコミュニティであり、重要な役割を担っているが、これからの人口減少、少子高齢化の進展により生じてくる区・自治会だけでは解決できない課題に対し、区・自治会、各種団体、ボランティア団体、その他団体等と市が一緒になって課題解決していく組織として考えている。ただし、一定の地域のなかに複数の運営組織が設立

してしまうとスムーズな運営が期待できないので、設立については一定のルールが必要であり、ルール作りについては、行政が一方的に決めるのではなく、市民と一緒に考えて決めていきたい。一定の区域をどう設定するかや、組織の構成、運営方法、活動内容等の基本的な方針を定める期間として3年間を設けているとの答弁がありました。

地域運営組織に関する規則の策定について、議会へ報告する考えはあるかとのただしがあり、地域運営組織のルール作りには相当労力を必要とすると感じている。区域の設定についても、現在のまとまりのある区域としては、例えば、小学校区では15、区長会単位では9、第2層協議体では10、消防団では10、地区公民館区では8と様々あるので、その設定は非常に難しく、市民や議会の理解と協力が必要不可欠であり、規則の策定過程においては、議会に報告するとの答弁がありました。

市民協働参画の流れのもと、以前から各担当課において、市民との協働による様々なイベントが立ち上がってきているが、行政側が縦割りで、自分の担当部署のイベントだけ参加すればよいという考え方では困る。市民のなかには複数のイベントに参加されている方もいる。行政側も一つとなって参画するので、市民にも参画していただくという意識が必要であり、職員全員がその意識を持つことから始めなければならないと思うがいかかとのただしがあり、去年から地域担当職員制度を開始しており、課長級の職員を中心に40人程度の職員が毎月、地区区長会に赴き、自分の担当業務だけでなく、さまざまな業務について協議を行っている。この試みも将来的には職員層を広げて行きたいと考えており、職員全体が一体となって市民協働参画を進めるよう努力していくとの答弁がありました。

本条例についての職員に対する周知についてただしがあり、本条例の策定にあたっては、市民協働という趣旨のもと市民にも参加いただいた「橋本市自治基本条例策定委員会」において議論してきたが、一方では、市内部においても全ての部長が参加する庁内検討委員会を組織し議論を重ねてきた。庁内検討委員会での議論の過程において、様々な意見が出されており、職員も強く関心を持っている。条例施行後は職員が先頭に立ってこれを推進していかなければならず、条例の理解を深めていくものと考えてい

る との答弁がありました。

第4条（基本原則）の第2号の規定において、「市民は・・・まちづくりに参画するよう努め」とあり、市民に義務を課しており、当該規定を根拠に市民に参画を強要する圧力となるのではないかと のただしがあり、そのような趣旨ではなく、市民協働の推進にあたり市民に積極的に参画していただきたいという願いを込めたものであり、第4号の「相互の尊重」において、まちづくりにはお互いの意見、行動を尊重しあうことが重要である旨を規定している との答弁がありました。

市民の定義について、市外の方や外国人を含んでおり広すぎる。例えば外国人が自国に有利なように橋本市政を利用する懸念はないかと のただしがあり、まちづくりに関しては市内在住者だけではなく、市外の人や外国人から多様な意見を聞くことも大切であると考えている。市政は市長の判断と議会の議決、承認が必要であるので、おたただしのような懸念はないとの答弁がありました。

議案第6号は、議案第5号により提案されている「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」について、市民と行政の協働により検証と見直しを行うため、附属機関として「橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会」を設置するものである。

委員から、「はぐくむ委員会」の委員構成について、まちづくりに関わることなので、より多く市民に参加していただきたいがいかにか とのただしがあり、「はぐくむ条例」の素案を作成した「橋本市自治基本条例策定委員会」は委員20人のうち15人が市民であり、そのうち7人は公募による委員であった。「はぐくむ委員会」においても、公募による市民委員にはできる限り多く参加していただきたい との答弁がありました。